

# 藍那校下防災福祉コミュニティ

## 地域おたすけガイド

令和 4 年 2 月作成

藍那校下防災福祉コミュニティ



## 地域おたすけガイドを作成して…

- (1) 地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に、活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが大前提です。
- (2) 皆さんの災害時の活動をより効果的にするために、これまでに各地域で取り組まれた優良事例を参考に、この地域おたすけガイドを作成しました。
- (3) しかし、この地域おたすけガイドに記載している内容は完全ではありません。
- (4) ぜひ、皆さんと防コミの訓練等を通して繰り返し検証し、地域に適したガイドにするために、どんどん見直していきましょう。
- (5) 「緊急避難場所」については、普段からご家族やご近所でお話をされ、最も安全だと思われる場所を決めておきましょう。又、各位の家では、どの部屋が最も安全な部屋なのかも確認しておきましょう。





## 1 運営本部の設置基準

- ・ 震度5弱以上、若しくは地震による被害が拡大する恐れがある場合。
- ・ 特別警報が出された場合。
- ・ 上記のほか、地域内に土砂災害警戒情報若しくは高齢者等避難の情報が発令された場合。

## 2 活動方針

阪神・淡路の教訓で、近隣の方々に助けあうことはとても重要です。しかしながら、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分達の出来る範囲で防災活動を行いましょう!!

## 3 役員参集場所等一覧

防コミ運営本部	【藍那】					
防災資機材庫	藍那公民館（北区山田町藍那字北ノ町1）					
緊急避難場所 （屋内）	名称	※災害ごとの注意事項			備考	避難所
		土砂	洪水	大火		
	藍那小河地域福祉センター	○	○		・河川増水の危険性がある	○
	藍那公民館				・消防団の待機場所でもある	
その他必要な事項						

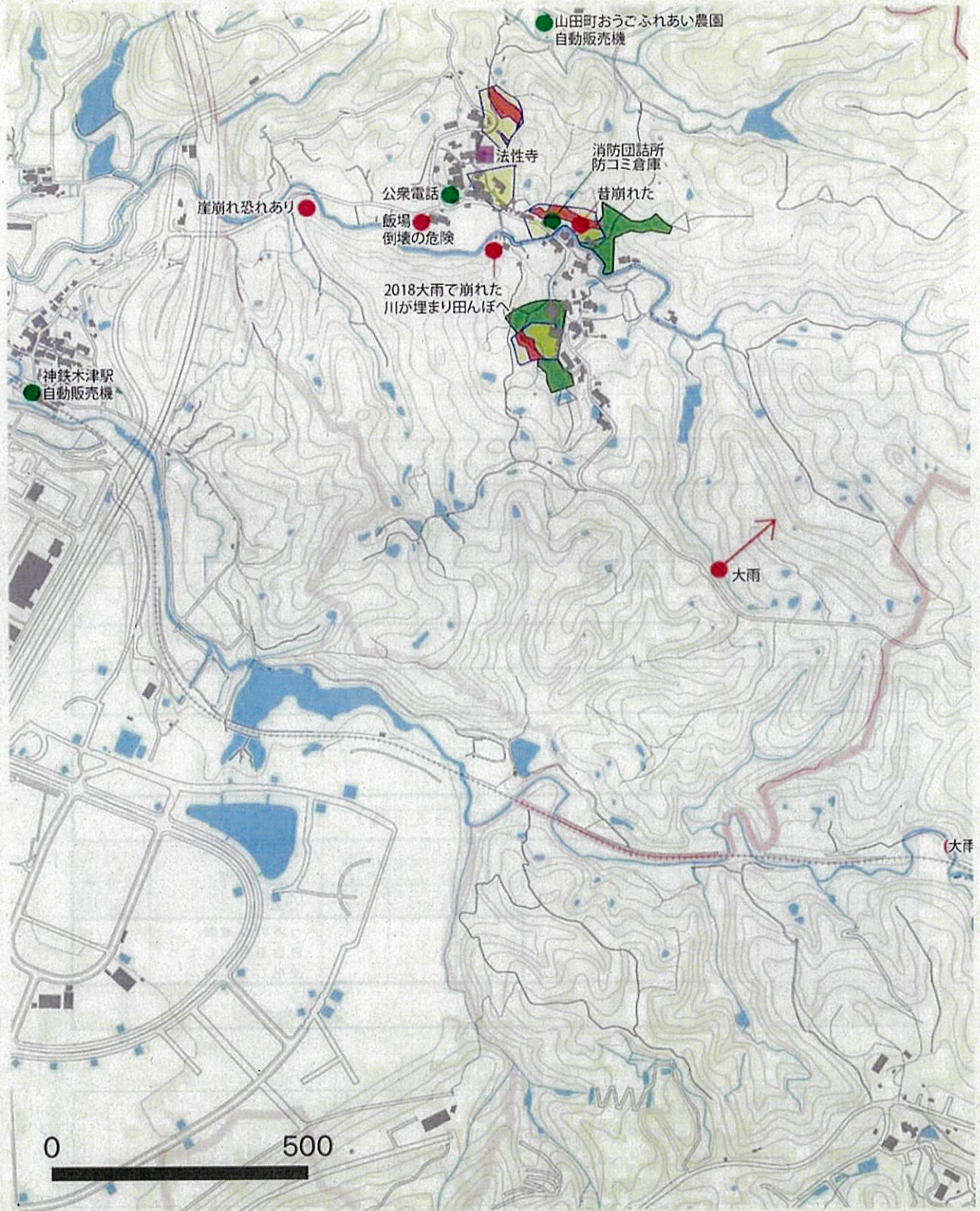
防コミ運営本部	【小河】					
防災資機材庫	小河資機材庫（北区山田町小河字下坂）					
緊急避難場所 （屋内）	名称	※災害ごとの注意事項			備考	避難所
		土砂	洪水	大火		
	法性寺				・一時的な避難 ・自治会館としても使用している	
その他必要な事項						

### ※ 「災害ごとの注意事項の見方」

- ・ 避難所の欄に○のある施設は避難所として利用が可能です。
- ・ △：敷地の一部などが警戒区域などの中に入るため、備考欄の注意事項を確認の上緊急時のみ利用できる施設。
- ・ ×：警戒区域などの中に入るため、原則、利用できない施設。



#### 4 地区防災マップ

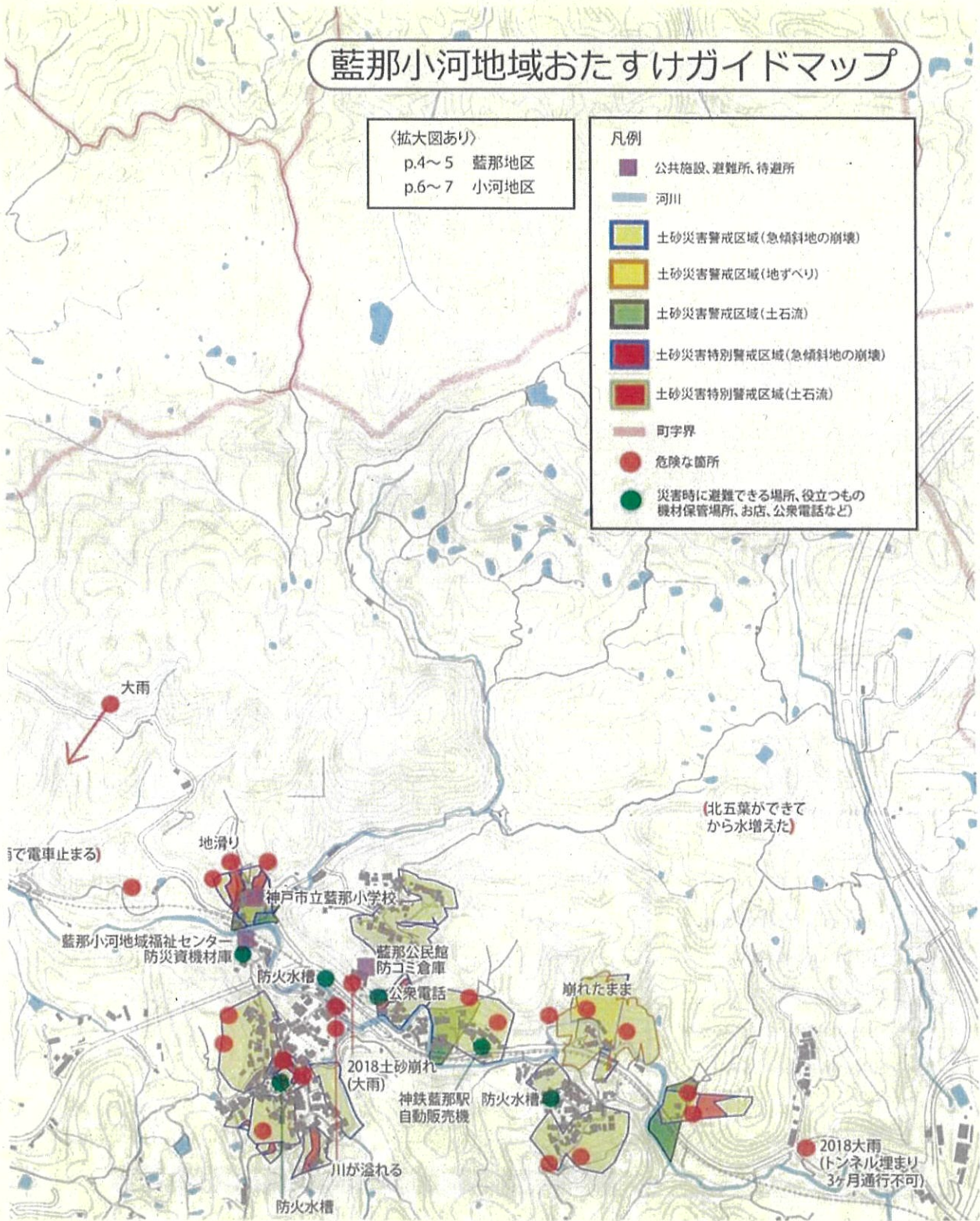




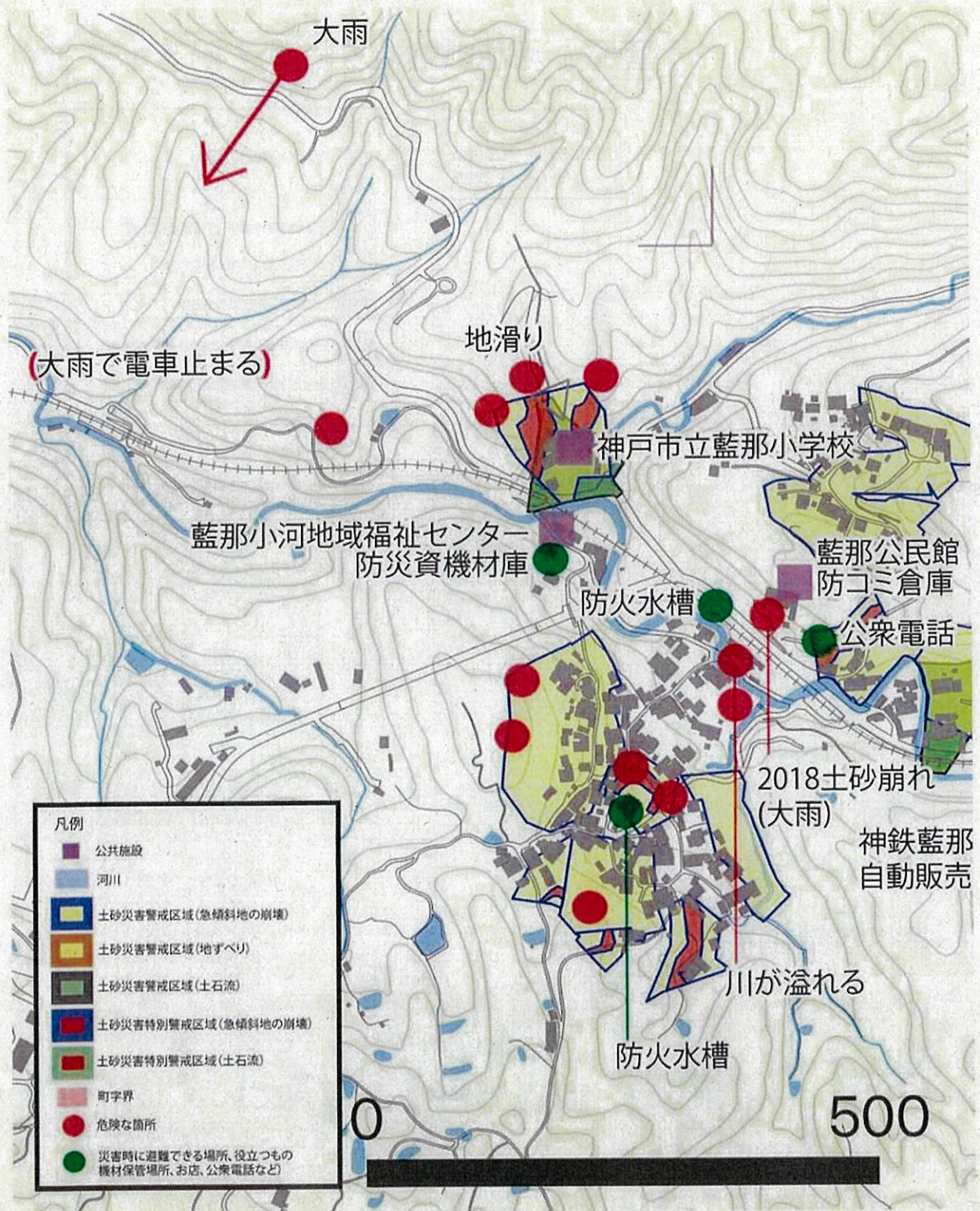
# 藍那小河地域おたすけガイドマップ

〈拡大図あり〉  
 p.4～5 藍那地区  
 p.6～7 小河地区

- 凡例
- 公共施設、避難所、待避所
  - 河川
  - 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)
  - 土砂災害警戒区域(地すべり)
  - 土砂災害警戒区域(土石流)
  - 土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)
  - 土砂災害特別警戒区域(土石流)
  - 町字界
  - 危険な箇所
  - 災害時に避難できる場所、役立つもの  
 (機材保管場所、お店、公衆電話など)







- 凡例
- 公共施設
  - 河川
  - 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)
  - 土砂災害警戒区域(地すべり)
  - 土砂災害警戒区域(土石流)
  - 土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)
  - 土砂災害特別警戒区域(土石流)
  - 町字界
  - 危険な箇所
  - 災害時に避難できる場所、役立つもの  
機材保管場所、お店、公衆電話など



山田町藍那

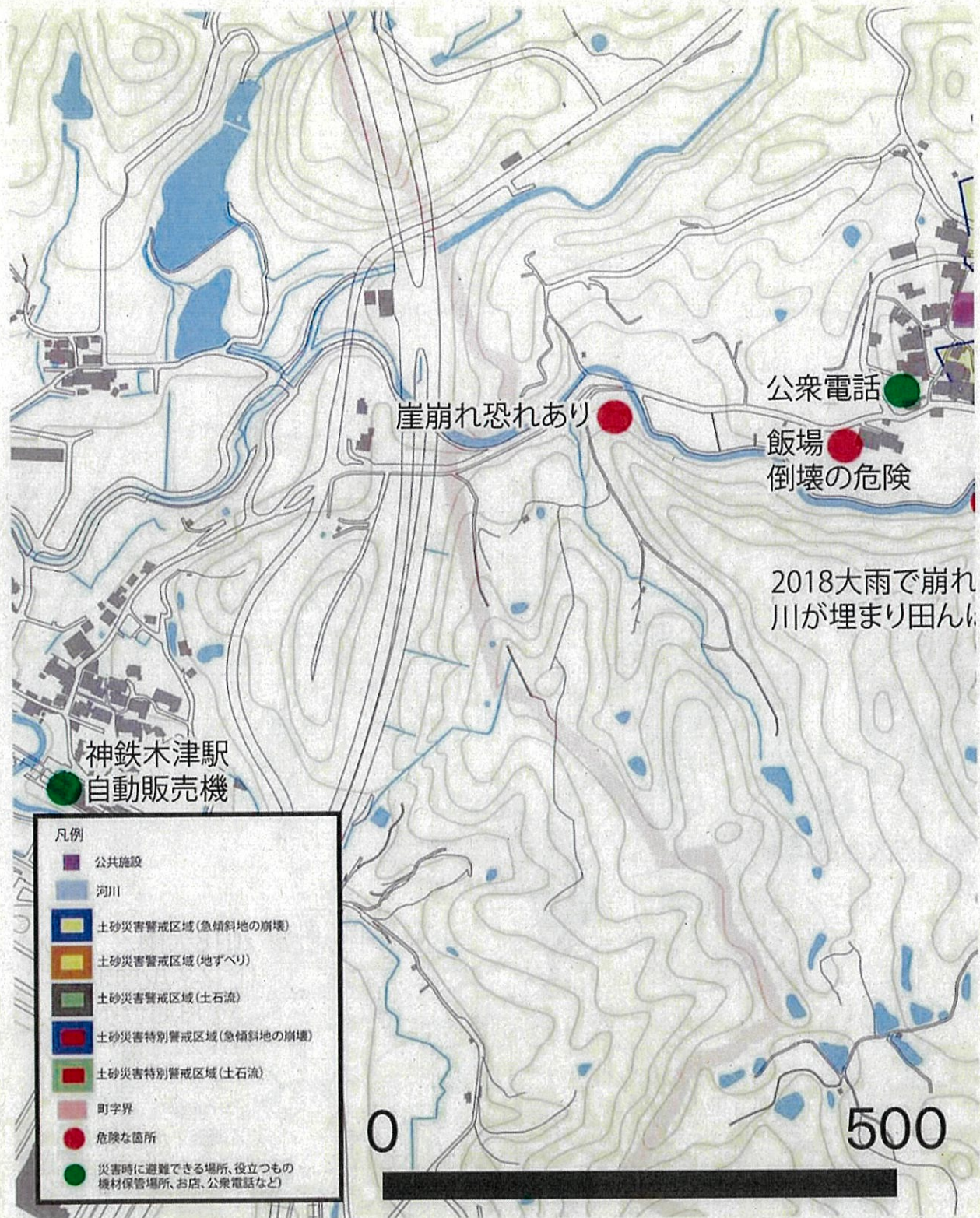
(北五葉ができてから水増えた)

崩れたまま

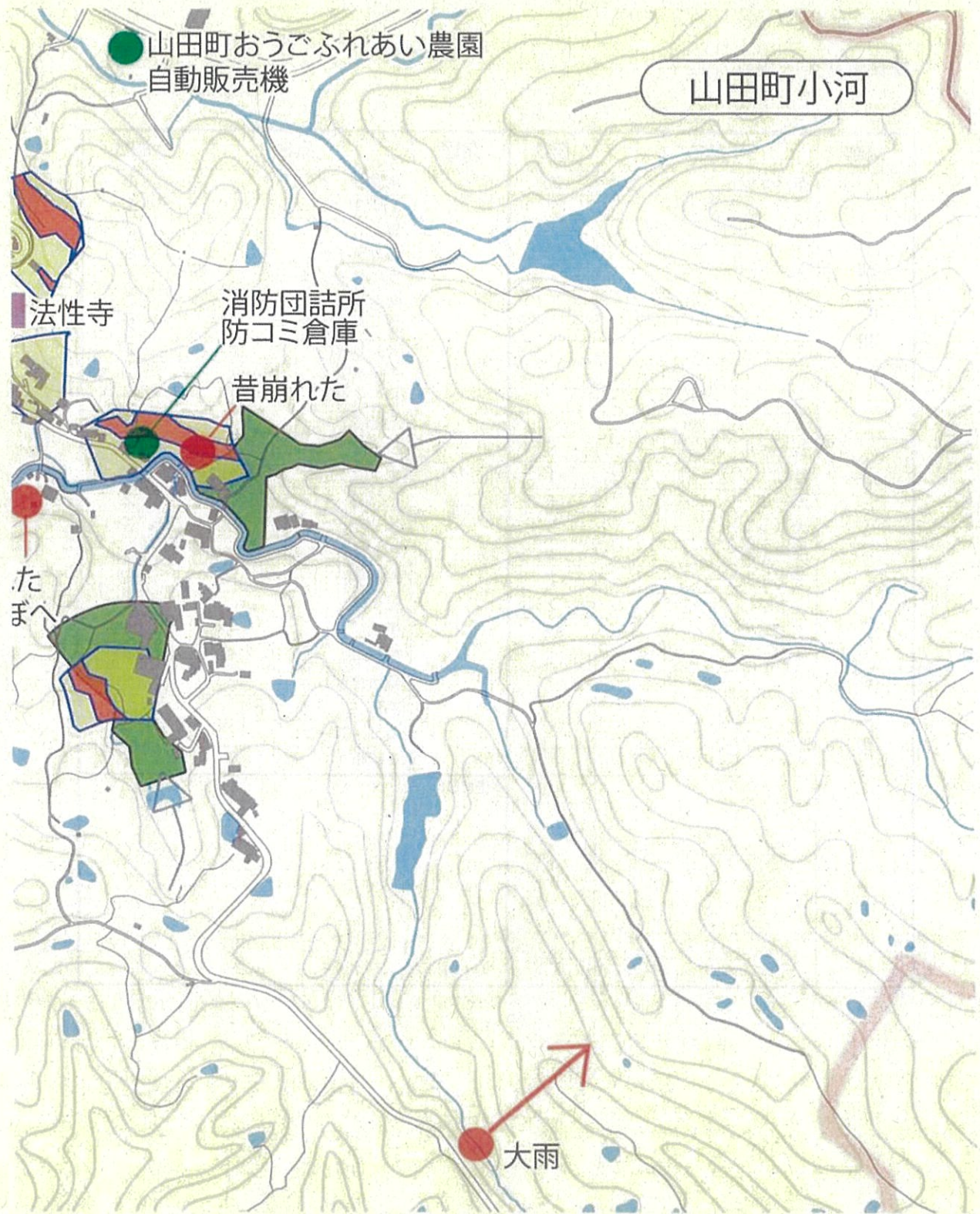
防火水槽  
駅機

2018大雨  
(トンネル埋まり  
3ヶ月通行不可)











## 5 藍那防災福祉コミュニティ 防災資機材庫 保管リスト

### 【藍那】

鍵保管場所：施錠なし

用途	品名	個数	用途	品名	個数
消 火 用	布バケツ	20	そ の 他	発電機	1
				2 連はしご	1
				脚立	1
				強カライト	6
				サルベージシート	1
				投光器	2
				コードリール	2
				テント	2
				チャップス	2
				トラメガ	2
		土嚢袋		200	
救 助 用	シャベル	6		ロープ (20m)	5
	斧	1		ナイロンロープ (200m)	1
	バール	6		とび口	2
	大ハンマー	5		ほうき	3
	簡易担架	1		ボトルクリッパー	1
	チェーンソー	2		作業手袋	22
	つるはし	2		皮手袋	5
	のこぎり	13		軍手	100
	ナタ	1		三角巾	140
			救急セット	1	
			毛布	15	
			カラーコーン	9	
			一輪車	1	
		MEMO			



防災資機材庫設置状況	
防コミ名	藍那校下防災福祉コミュニティ
設置場所住所	北区山田町藍那字北ノ町1
設置場所名称	藍那公民館
構造	物置式
購入年	平成11年
基礎の状況	建物内に直置き
設置許可	申請（ 年 月 日）・ 不明
特記事項	
1. 設置状況写真	
2. 設置場所地図	







防災資機材庫設置状況	
防コミ名	藍那校下防災福祉コミュニティ
設置場所住所	北区山田町小河字下坂
設置場所名称	小河資機材庫
構造	物置式
購入年	平成13年
基礎の状況	コンクリートブロック
設置許可	申請 ( 年 月 日 ) ・ 不明
特記事項	

1. 設置状況写真



2. 設置場所地図





## 災害時の行動

は、その行動が完了したら✓をつける。

### ①風水害

#### 【災害発生前】

#### 個人の行動

##### ●大雨の天気予報、注意報発令の段階

- ラジオやテレビなどで災害情報を確認する。
- 排水溝の詰まりがないか、強風で飛ばされる物がないかなど自宅と自宅周辺の状況を確認する。
- 非常用持ち出し袋などを準備し、避難に備えておく。
- 浸水のおそれがある地区では、雨戸を閉め、土のうの準備をしておく。
- 自家用車の燃料を確認しておく。
- 不要不急の外出は控える。特に川の近くには行かない。
- 外出している場合は、交通機関の情報を確認しておく。
- 危険箇所や避難所への経路を確認しておく。  
(道幅の広い道を選ぶ。川・水路沿いの道は避ける。)
- 事前に避難する人は隣保長に連絡をする。隣保長は連絡を受けたら自治会長に伝達する。(大災害時は連絡よりも自分の命を最優先に行動してください。)

#### 防災福祉コミュニティとしての活動

##### 1 防コミ運営本部の立ち上げ

- 藍那・小河それぞれに防コミ運営本部を立ち上げ、相互に連絡を取り合い、情報を共有する。
- 平常時に、災害の想定を行い、被害を最小限にするための方法を話し合う。
- 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理班等の班編成を行う。役割はその時々で決定を行い、活動できる人が行う。
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者台帳などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。

##### 2 情報収集・伝達

- ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 収集した情報は、有線電話、携帯電話等により、電話連絡網で自治会会長等に伝達する。消防署から指示があれば、消防団が車でスピーカーを鳴らし伝達を行う。
- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合は、早期の自主避難を呼びかける。自宅が安全な場合は在宅避難とする。地域外の避難や、子どものお迎えも想定する。避難のかたちは最終的には個人の自己判断とする。

##### 3 組織内の連絡体制の確保

- 情報伝達の手段や順番(誰が誰にどのように伝えるのか)をあらかじめ整理しておく。単位自治会で各戸に連絡が届く電話連絡網を活用する。



#### 4 災害時要援護者の避難誘導

- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合、隣近所への声かけを行う。

#### 5 資機材等の確保

- 災害発生時に備えて、防災資機材や非常食等の確保をする。

### 【災害発生直後】

#### 防災福祉コミュニティとしての活動

##### 1 防コミ運営本部による指揮

- (【災害発生前】と同様の方法で防コミ運営本部を立ち上げる。)
- 防コミによる指揮は行わない、単位自治会ごとに指揮をとる。役割は集まったメンバーで決定する。お互いに協力し合い、できることを行う。
- (役割の例) 情報作戦班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、単位自治会に活動内容の具体的指示(情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等)を出す。

##### 2 単位自治会毎の災害対応

- 防災活動が可能な場合は、最寄りの「防災資機材庫」や「耐震性貯水槽」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- 防災資機材庫は、防コミ役員、自治会長で確認を行う。
- 単位自治会長等は「救出・救護」など、対応すべき災害に応じた班を編成し、みんなで協力する。

##### 3 情報収集・伝達

- ラジオ、テレビ等から避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 収集した気象情報等は、有線電話、携帯電話等により、自治会長に伝達する。
- 有線電話、携帯電話等により、電話連絡網で連絡を取り合い、自治会長から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。

##### 4 安否確認

- (災害時要援護者台帳を事前に用意していない場合は、) 民生・児童委員等と協力して、災害時要援護者の安否確認を行う。  
\* ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。

##### 5 救出・救護

- 二次災害に注意しながら、単位自治会・近隣住民で防災資機材等を使用し、可能な範囲で被災者を救出する。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

##### 6 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

##### 7 緊急避難場所・避難所の開設

- 区役所職員等と協力して緊急避難場所・避難所を開設する。自治会長により地域福祉センターを開設する。緊急の場合は鍵保持者(副会長・ふれまち会長、防コミ役員)が行う。
- 避難者名簿を作成する。(ファイルや筆記用具を平時より事前に準備しておく。)



## ②地震

### 【災害発生直後】

#### 個人の行動

##### ●地震発生直後の安全の確保

- 火を使用している場合は、可能な限り火を止める。
- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する。
- 家族の安全を確認する。
- 火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う。
- ラジオなどで情報の確認。

#### 防災福祉コミュニティとしての活動

##### 1 防コミ運営本部の立ち上げ

- 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップなどを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。
- 地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、単位自治会に活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。

##### 2 単位自治会の災害対応

- 防災活動が可能な場合は、最寄りの「防災資機材庫」や「耐震性貯水槽」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- 単位自治会長等は資機材庫で、消火や救助など、対応すべき災害に応じた班を編成する。
- 電話連絡網を活用し、自治会長に情報が集まるようにする。自治会長は、消防団や防コミと連携を取り情報収集を行う。

##### 3 情報収集・伝達

- ラジオ、テレビ等で地震情報等の収集を行う。
- 収集した地震情報等は、伝令等により、自治会長に伝達する。
- 伝令等により、自治会長から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。

\* 地震時は有線電話、携帯電話は使用できないと考えた方がよいです。

##### 4 安否確認

- 地域の状況に応じて対応する。
- （災害時要援護者台帳を事前に用意していない場合は、）民生・児童委員等と協力して、災害時要援護者の安否確認を行う。

\* ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。



【参考】

Evacuation Information (Revised)

令和3年5月20日から  
ひなんしじ  
**避難指示で必ず避難**  
ひなんかんこく  
**避難勧告は廃止です**

警戒レベル 4

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確信したときに発令)
4	避難指示※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	高齢者等避難※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。  
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。  
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ警報の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません！**

避難勧告は廃止されます。これからは、**警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難**しましょう。

避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、**警戒レベル3高齢者等避難で危険な場所から避難**しましょう。

Evacuation Information (Revised)

Scan to get this information in your own language.

English	繁体中文	簡體中文	한국어	Español
Portuguese	Tiếng Việt	ภาษาไทย	മലയാളം	हिन्दी
Tagalog	Bahasa Indonesia	සිංහල	မြန်မာစာ	ଓଡ଼ିଆ

内閣府(防災担当)・消防庁

災害時要援護者とは

災害が発生した場合に、安全な場所に避難する場合や、避難所での生活において困難が生じて、まわりの人の助けを必要とする方

- ・ 障がいのある方
- ・ 介護が必要な方
- ・ 高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）
- ・ 難病患者、乳幼児、妊産婦のほか、災害時に負傷した方など自力で避難することが難しい方



## 5 消火活動

- 基本的には、消防団が中心となり消火活動を行う。
- 単位自治会で耐震性貯水槽の小型動力ポンプやあらゆる消火器具等を活用し初期消火を行う。
- 出火場所を確認する。
- 消火活動人員の割り振りをする。

\* 火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。

## 6 救出・救護活動

- 二次災害に注意しながら、単位自治会で防災資機材を使用し、負傷者を救出する。  
\* 救出にはジャッキやバール、のこぎりなどが有効です。
- 救出活動人員の割り振りをする。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

## 7 災害時要援護者の避難支援

- 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要のある災害時の要援護者の避難支援を行う。
- 地域で支援が必要な人に向けて支援を行う。
- 自然発生的な隣保長の声かけなど、支援できる人が行う。

## 8 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

## 9 緊急避難場所・避難所の開設

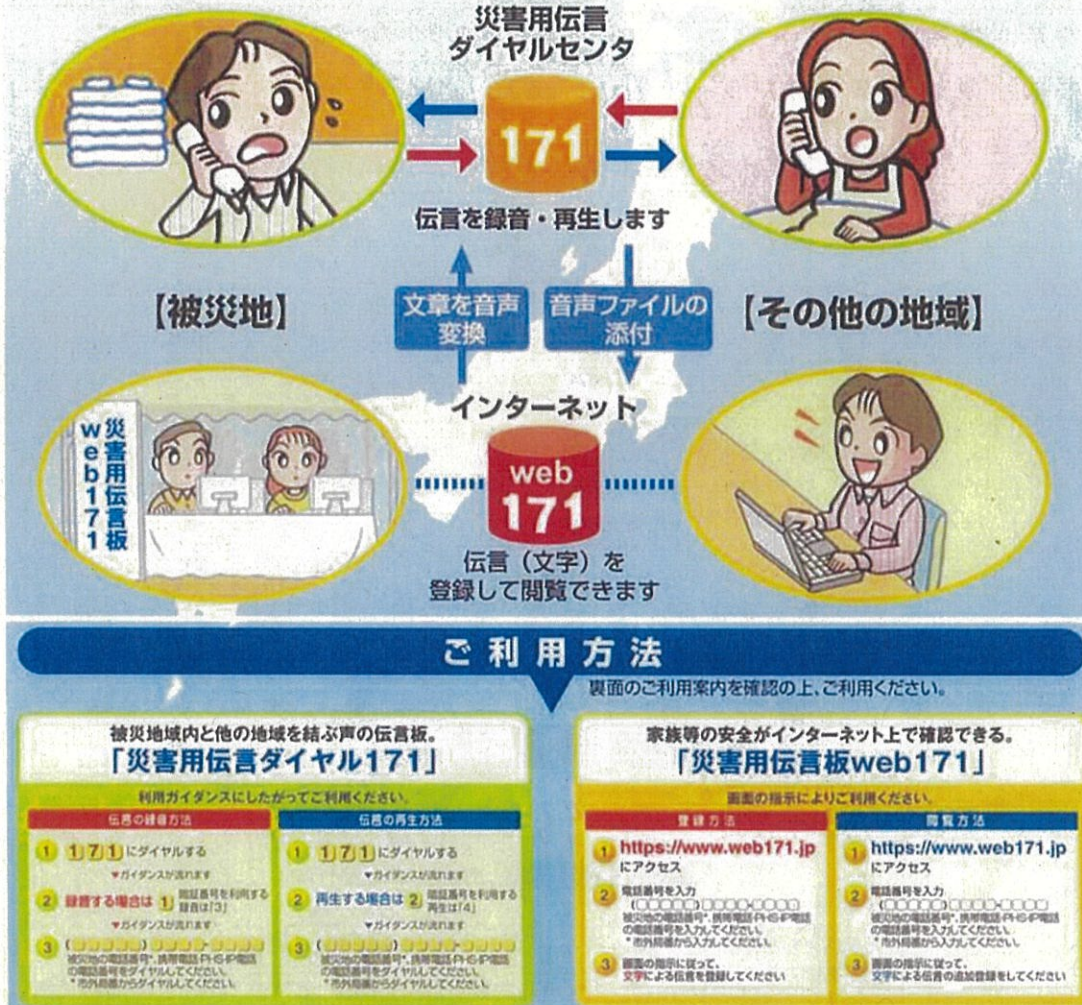
- 区役所職員等と協力して緊急避難場所・避難所を開設する。自治会長により地域福祉センターを開設する、緊急の場合は鍵保持者（副会長・ふれまち会長、防コミ役員）が行う。
- 避難者名簿を作成する。（ファイルや筆記用具を平時より事前に準備しておく。）



## 災害用伝言ダイヤルが活用できます

電話で連絡がとれない方は、災害用伝言ダイヤルも活用できます。

電話による安否確認の連絡が取りにくいときの、被災地域内やその他の地域の方々との伝言板です。



### ご利用方法

裏面のご利用案内を確認の上、ご利用ください。

#### 被災地域内と他の地域を結ぶ声の伝言板。 「災害用伝言ダイヤル171」

利用ガイダンスにしたがってご利用ください。

伝言の録音方法	伝言の再生方法
<ol style="list-style-type: none"> <li>171 にダイヤルする ▼ガイダンスが流れます</li> <li>録音する場合は 1 確認番号を利用する 録音は「3」 ▼ガイダンスが流れます</li> <li>(0000000000) 被災地の電話番号*、携帯電話内蔵IC電話の電話番号をダイヤルしてください。 *市外回線からダイヤルしてください。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>171 にダイヤルする ▼ガイダンスが流れます</li> <li>再生する場合は 2 確認番号を利用する 再生は「4」 ▼ガイダンスが流れます</li> <li>(0000000000) 被災地の電話番号*、携帯電話内蔵IC電話の電話番号をダイヤルしてください。 *市外回線からダイヤルしてください。</li> </ol>

#### 家族等の安全がインターネット上で確認できる。 「災害用伝言板web171」

画面の指示によりご利用ください。

登録方法	閲覧方法
<ol style="list-style-type: none"> <li>https://www.web171.jp にアクセス</li> <li>電話番号を入力 (000000000000) 被災地の電話番号*、携帯電話内蔵IC電話の電話番号を入力してください。 *市外回線から入力してください。</li> <li>画面の指示に従って、文字による伝言を登録してください</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>https://www.web171.jp にアクセス</li> <li>電話番号を入力 (000000000000) 被災地の電話番号*、携帯電話内蔵IC電話の電話番号を入力してください。 *市外回線から入力してください。</li> <li>画面の指示に従って、文字による伝言の追加登録をしてください</li> </ol>

災害用伝言ダイヤルは、体験利用ができます。

ご家族等で一度体験しておきましょう。

■ 体験利用日 毎月1日、15日の00:00~24:00

正月三が日（1月1日、2日3日）の00:00~24:00

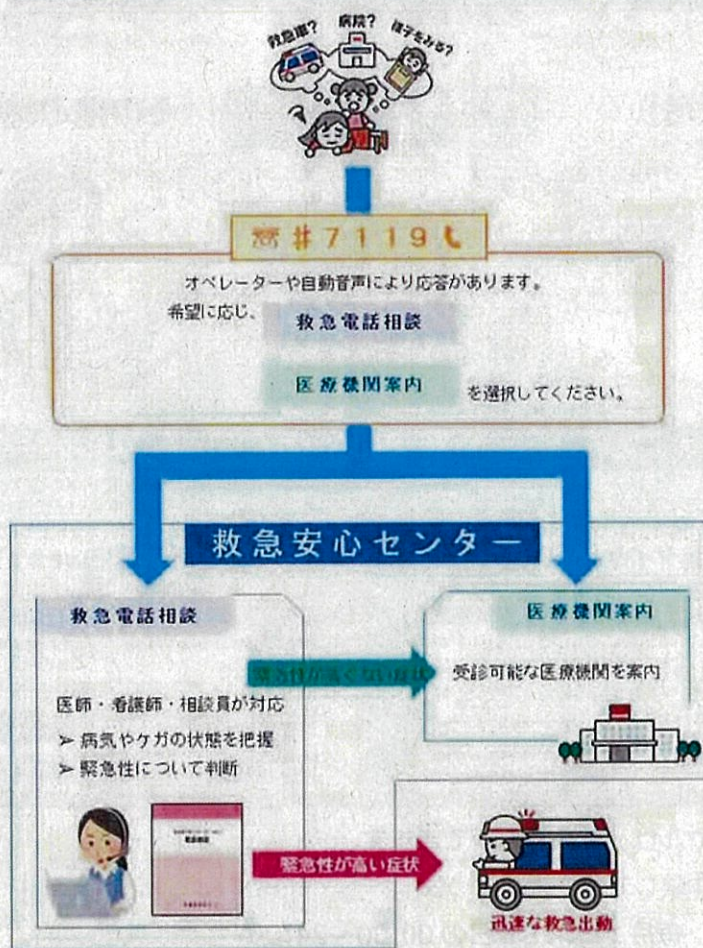
災害ボランティア週間（1月15日9:00~1月27日17:00）



連絡先（電話番号）

藍那及び小河自治会長	本年度の緊急連絡網を確認
北消防署	078-591-0119
救急安心センター (救急車を呼ぶ前に相談できます)	# 7119
北区役所（代表）	078-593-1111
神戸北警察署	078-594-0110
藍那小河地域福祉センター	078-203-1543

救急安心センター事業（# 7119）の利用方法



※現在治療中の病気の治療方針、医薬品の使用方法、介護、健康、育児、精神科等に関する相談は受けられません。  
 ※相談料は無料ですが、通話料は利用者の負担になります。

○「藍那校下おたすけガイド」作成のお手伝いをしたところ  
 合同会社人・まち・住まい研究所（電話番号：078-436-2120）